

# クライメート・トランジション・ファイナンスの考え方

令和2年3月

環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会

## 1. 背景

- 気候変動問題という喫緊の課題の解決に向けて、今年から実行フェーズに入るパリ協定に基づき気候変動対策を着実に実施していくための環境整備を行うことが重要となっている。これまで5年連続で温室効果ガスを削減し、既に2013年度比約12%の削減を実現している我が国においても、今後、更なる削減が必要となる。
  - 世界的にも、アジア等の新興国を中心としてパリ協定の目指す長期目標の実現に向けて莫大な規模の投資が必要とされている中、これらの投資の促進が急務。世界全体で排出量を着実に削減していく観点からは、グリーン・ボンド等を促進していく従来の取組に加え、以下の点を踏まえることが重要である。
    - 莫大な投資需要を踏まえ、低炭素化に資するより幅広い分野（エネルギー、部品、素材、サービス等を含む）に投資を促進すること。
    - 国際的な貿易及び分業体制が進展する中で、サービス産業化が進んだ国においては、他国から温室効果ガスの体化した製品を輸入する一方で、国内における温室効果ガス排出量を減少させており、必ずしも世界的な温室効果ガス排出削減が担保されないという現実がある。このため、真に世界全体で温室効果ガスの排出を削減していくために、温室効果ガス排出産業部門（現段階において、技術的・経済的に脱炭素化が困難な産業部門）を含め、包摂的に、グローバルで各産業部門における低炭素化を図っていく必要があること。
    - 温室効果ガス排出産業部門においては、低排出に向けた適切な取組や改善の行われている分野に資金を促すことが必要であること。
    - 低炭素化、脱炭素化に向けた長期的な研究開発等を促していくこと。
    - グローバル・バリューチェーン全体、ライフサイクル全体で温室効果ガスの排出削減を促していくこと。（※）
- ※ 前者は、環境性能の優れた部素材・製品・サービス等をグローバル市場に普及することを通じた排出削減のこと。後者は、製品・サービス等のライフサイクルの一部（例：使用段階のみ）ではなく、原料調達から製造、流通、使用、廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体を通じた排出削減のこと。
- ついては、上記を踏まえ、パリ協定の目標の実現に向けた着実な移行に関する基準を策定することで、こうした分野へのファイナンス（トランジションボンド、トランジションローン等）の流れを促進していくことが必要。

## 2. 基本的な考え方

- 再生可能エネルギー等の既に脱炭素化・低炭素化の水準にある活動へのファイナンスを促進していくこととあわせて、温室効果ガス排出産業部門が脱炭素化・低炭素化を進めていく移行の取組（トランジション）へのファイナンスについても、同様に、気候変動対策に資するクライメート・ファイナンスの一つとして位置づけ、促進していくことが重要。
- トランジション・ファイナンスについては、パリ協定の目標及び各国のパリ協定に基づく削減目標の達成に向けて移行を進めている事業へのファイナンス（初期投資またはリファイナンス）として位置づけられることが適当。
- また、グリーン投資が世界的にボーダーレスで拡大する一方、具体的にどのような事業がパリ協定に適合的な移行の取組となるかは、各国・地域毎に、その産業構造やグローバルなバリューチェーンの中で果たしている役割によって異なりうる。
- このため、「トランジションへのファイナンス」の考え方を整理するにあたっては、①国際的な原則は、特定の産業や技術を排除することなく、多様な国々・地域に適用しうる包摂的で柔軟なアプローチを採用しつつ、②詳細については各国・地域毎に実情に応じた考え方が深められていくべきである、と提案する。

## 3. 国際的な原則を検討するにあたっての提案

- 上記1～2の考え方に基づき、柔軟に適用しうるトランジション・ファイナンスの国際的な原則を検討するにあたって、以下を提案する。なお、下記はあくまで一般的な形で原則を提案した内容であり、今後、実際に運用を行っていくにあたっては、各国・地域において詳細を検討していくことが適当である。

（パリ協定との整合性に関する基準）

- パリ協定の目標及び各国のパリ協定に基づく削減目標の達成に向けた移行へのファイナンスであること。

（事業実施主体に関する基準）

- パリ協定の目標及び各国のパリ協定に基づく削減目標の達成に向けて、長期的な環境への影響の観点も含め、例えば中長期的なビジョンや行動計画等を

示すなど、移行への取組に積極的に取り組んでいる事業主体へのファイナンスであること（低炭素化、脱炭素化に向けた研究開発等の具体的な取組を進めている場合はより望ましい）。

- 各国のパリ協定に基づく削減目標の達成に向けて、温室効果ガス排出削減の中期の削減目標を持ち目標を実際に達成してきているか、今後の目標達成に向けて取組を実施している事業主体へのファイナンスであること。

（対象事業に関する基準）

- 温室効果ガス排出産業部門に関する事業であって、当該産業部門の国際的な又は当該地域における適切な基準等において、温室効果ガス低排出の観点でベスト・パフォーマンスとされる水準の実現・実施のための事業に対するファイナンスであること

（例）BAT（Best Available Technology）技術による事業の実施に向けた投資、既存設備のエネルギー効率やCO<sub>2</sub>排出を大幅に改善することを目的とする投資、サプライチェーン全体や都市におけるCO<sub>2</sub>排出を大幅に改善する新規ビジネスへの投資、最新鋭の高効率発電設備への投資 等

又は

- 当該産業部門の国際的な又は当該地域における適切な基準等において、温室効果ガス低排出の観点でベスト・パフォーマンスの水準にあるとされる製品に関連・貢献する事業に対するファイナンスであること

（例）環境性能の高い自動車の製造及びそのバリューチェーンに関連する事業、トップランナーとされる製品の製造等

※ 以上の事業実施主体に関する基準と対象事業に関する基準の双方を満たすべきものとすべきかは、個別の対象アセットクラス、金融商品の設計に応じて様々な考え方がありうるが、移行に向けては事業主体の意思が重要な役割を果たすことを踏まえれば、事業主体による（中長期的なビジョンや行動計画等の提示等を通じた）移行に向けた取組への積極的な姿勢や行動を確認することは重要。

（その他、考慮することが望ましい観点）

- グローバル・バリューチェーンを有する産業における国際的な温室効果ガス排出削減への貢献の観点
- ライフサイクル全体での排出削減の観点
- 環境以外のSDGsや他の環境目的への貢献・影響の観点